

## 記入上の注意

平成 20 年度（2008 年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生に関する実態調査

※昨年度と変更のある点はゴシックとなっているのでご注意ください。

### ※1 【障害学生】

「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療養手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」（重複する場合は実数）

更に、下記、各障害種の定義もご参照ください。

### ※2 【支援障害学生】

学校に本人からの申し出があり、それに対して学校が何らかの支援（例：ノートテイク、手話通訳、点訳、定期試験の配慮等の授業保障。学内学生生活、キャリア・就職等に関する支援を含む）を行っている（今年度中の支援予定を含む）障害学生

### ※3 【他の機能障害】

以下の通り、体幹の機能障害のある者

体幹の機能障害のみ、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、  
体幹と上下肢の機能障害

### ※4 【重複】

以下の通り、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由又は病弱・虚弱の障害が重複している者

視・聴、視・肢、視・病、聴・肢、聴・病、肢・病、視・聴・肢、  
視・聴・病、視・肢・病、聴・肢・病、視・聴・肢・病

### ※5 【病弱・虚弱】

- 1 心臓疾患、じん臓疾患、呼吸器疾患、ぼうこう疾患、直腸疾患、小腸疾患、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫疾患、神経疾患及び悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者
- 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者

### ※6 【発達障害（診断書有）】

発達障害の医師の診断書がある者

LD＝学習障害    ADHD＝注意欠陥/多動性障害

高機能自閉症等＝高機能自閉症及びアスペルガー症候群

### ※7 【発達障害（診断書無・配慮有）】

発達障害の医師の診断書はないが、発達障害があることが推察されることにより、実際に教育上の配慮を行っている者（特別な支援を行っていない者は除く）

LD＝学習障害    ADHD＝注意欠陥/多動性障害

高機能自閉症等＝高機能自閉症及びアスペルガー症候群

※8 **【その他（診断書有）】**

視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、重複及び発達障害に該当しない障害があり、**医師の診断書がある者**

具体の障害名を記入（例：統合失調症、パニック障害、高次脳機能障害、など）

※9 **【学科（専攻）の分類】**

平成20年度学校基本調査の手引の学科系統分類表の「大分類」によります。なお、学科（専攻）のコードが不明な場合は、貴校の学校基本調査担当者にご確認ください。

「平成20年度学校基本調査の手引」は以下のURLからダウンロードすることができます。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/001/06020203/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/06020203/index.htm)

※10 **【推薦入試】**

出身学校長の推薦に基づく、公募制、指定校対象、附属高校対象等の推薦入試

※11 **【支援方法】**

1. **点訳・墨訳：**

点訳は教科書や配布される資料などを点字に訳し、利用者に提供したり、情報を伝えたりする支援技術・方法。墨訳は試験などで点字で解答した場合、それを出題者が採点するために点字を通常の活字に訳すこと。

2. **教材のテキストデータ化：**

教材、レジュメなどの印刷物をテキストデータ化（フォント、サイズなどの書式情報を持たない文字だけのデータ）する方法。テキストデータ化することにより、パソコン上で「音声読み上げソフト」や「点訳ソフト」を活用できる。

3. **教材の拡大：**

講義テキストや配布される資料などを拡大読書機でモニターに拡大表示したり、大きなポイント（大きい文字）で印刷したりすることにより情報を伝えること。

4. **ガイドヘルプ：**

利用者が学内を移動する際に、歩行介助及び誘導を行なうもので、主として講義と講義の間の教室移動をサポートすること。

5. **リーディングサービス：**

講義テキストや配布される資料などを音声で読み上げ、文字を音声に訳すことで利用者に情報を伝える支援技術・方法。主に講義中に板書されたものなどをその場で口頭により伝える「代読」と、利用者と支援者が対面しながら資料等を読み上げる「対面朗読」がある。

6. **手話通訳：**

講義の内容や周りの様子を支援者が利用者に手話で情報を伝える支援技術・方法。

7. **ノートテイク：**

講義の内容や周りの様子を支援者がルーズリーフ用紙等に筆記し、利用者に文字で伝える支援技術・方法。

8. **パソコンテイク：**

講義の内容や周りの様子を支援者がパソコンに入力し、利用者に文字で伝える支援技術・方法。

**9. ビデオ教材字幕付け：**

教材等として使用される日本語で製作されたビデオ・DVDなどの台詞、ナレーション等を聞き取り、それをテキスト化し、ビデオ等に字幕として挿入すること。紙面に記す方法もある。

**10. チューター又はティーチング・アシスタントの活用：**

大学院の学生や担当教員などが、学部学生等に対し、生活や講義、実験・実習、演習等の補助や助言等を行う学内の制度を活用した支援のこと。

**12. 試験時間延長・別室受験：**

定期試験の際に、点字の読み取りや筆記、代筆が必要な場合に通常に比べ時間を要することから、通常の試験時間を延長して行なう措置のこと。多くの場合、別室を用意し、そこで受験する。

**13. 解答方法配慮：**

障害の状況に応じて、試験時の解答方法を選択できるようにすること。

**14. パソコンの持込使用許可：**

授業中にパソコンを利用するため学校（教員）が持込を許可すること。

**15. 注意事項等文書伝達：**

定期試験の際、通常は口頭で受験者に伝達する注意事項を文書の形にして、対象者に配布或いは板書すること。

**16. 使用教室配慮：**

授業で使用する教室を移動しやすい教室にしたり、修学に適した広さ・設備の教室にすること。

**17. 実技・実習配慮：**

体育等の実技、専門教育での実習、学外実習等、いわゆる座学中心の講義以外の授業に対し配慮すること。

**18. 教室内座席配慮：**

障害学生が受講しやすいように教室内での座席の位置を配慮すること。

**19. FM 補聴器・マイク使用：**

講義者が持つ専用のワイヤレスマイクを通じて、距離や周囲の雑音に影響されず、講義者の声を専用の補聴器を装着した障害学生に伝える方法。また、そのワイヤレスマイクや補聴器の貸し出し等を行うこと。

**20. 専用机・イス・スペース確保：**

車いす用の机の配置、スペースの確保など、障害学生が円滑に授業を受講したり、学生生活を送るために、障害の特性等に合わせた設備又はそれに関連する配慮を行うこと。

**21. 読み上げソフト使用：**

電子データを音声データに変換するソフトの貸し出し等を行うこと。

**22. 講義内容録音許可：**

講義内容の録音を学校（教員）が許可すること。

**23. 休憩室の確保：**

休み時間や空き時間に、障害学生が休憩することのできる部屋・スペースを設けること。

※12 **【最高年次障害学生在籍者数(H19年5月1日現在)】**

昨年度(平成19年5月1日現在)に、最高年次に在籍していた障害学生数。

(最高年次) 大 学 : 4年次または6年次(4年制及び6年制の両方が設置されている場合は、その合計数を記入)。

短期大学 : 2年次または3年次(2年制及び3年制の両方が設置されている場合はその合計数を記入)。

高等専門学校 : 5年次

※13 **【H19年度卒業の(H20年3月31日まで)障害学生数】**

平成19年5月2日～平成20年3月31日までの間に卒業した、障害学生数

※14 **【就職者】**

給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。したがって、自家・自営業に就いた者は就職者とみなす。自家・自営業に就いた者とは、継続的に本業として家業に従事する場合である。ただし、家事の手伝いに就いた者は「左記以外の者」の欄に記入する。また、夜間部の学生で在学中すでに職に就いている者で、卒業後も引き続きその職にある場合は、就職者とする。A(大学院研究科)～E(別科)に区分される者については、就職者には含めず、「左記A～Eのうち就職している者」に計上する。

※15 **【臨床研修医】**

医師法第16条の2及び歯科医師法第16条の2に基づく臨床研修を受ける者の数を記入する。また、5月1日現在、臨床研修医となることが予定される者もここに含めて記入する。

※16 **【専修学校・外国の学校・教育訓練機関等入学者】**

A～E以外の者で、学校等に入学(在籍)している者を記入する。専修学校・各種学校、外国の学校、職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者などがここに含まれる。

※17 **【社会福祉施設・医療機関入所】**

社会福祉施設に入所、又は医療機関に入院した者

(なお、社会福祉施設・医療機関に就職した者については、「就職者」に計上)

※18 **【一時的な仕事に就いた者】**

臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。例えば、アルバイト、パート等で一時的な仕事に就いた者を記入する。

※19 **【左記以外の者】**

進学でも就職でもないことが明らかなる者を記入する。家事手伝いなどがここに含まれる。なお、学校で具体的状況を把握していない者でも、進学でも就職でもないことが明らかなる者であれば記入する。

※20 **【死亡・不詳の者】**

死亡とは、卒業者のうち平成20年5月1日までに死亡した者をいう。また、不詳とは、各欄のいずれに該当するか学校で把握していない者をいう。

※21 **【A～Eのうち就職している者】**

A～Eのうち、就職している者を記入する。